平成２８年（フ）第１０６号
埼玉県川口市宮町10番24号　コーポ白子201号
債務者　荒井　義仁
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
さいたま市緑区大字三室614番地
債務者　吉川　聡彦
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
埼玉県春日部市中央３丁目２番地12　第２タジマコーポ101、旧住所埼玉県春日部市小渕368番地18
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
埼玉県東松山市六反町５番地30　リリーハイツ101号
債務者　宮本　君江
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４０９号
愛知県岡崎市橋目町字久々見35番地　サープラスワン太田102
債務者　尾崎　睦也
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３６１号
大阪市中央区南船場１丁目６番16号302、前住所東京都文京区音羽１丁目14番８－1003号
債務者　成田雄一郎
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６３号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目６番６号近鉄物流社宅104号
債務者　楮山真美こと　**楮**山　真美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７２号
大阪府枚方市桜丘町31番12号
債務者　浦口　祐己
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４号
大阪府豊中市中桜塚５丁目17番19―501号
債務者　桑田　真紀
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０号
大阪府八尾市恩智中町５丁目22番地メゾンルミエール105号、前住所大阪府八尾市黒谷６丁目231番地の13
債務者　岸田　充訓
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１号
大阪府八尾市恩智中町５丁目22番地メゾンルミエール105号、前住所大阪府八尾市黒谷６丁目231番地の13
債務者　岸田　七代
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０号
大阪府吹田市豊津町50番Ｔ１―306号
債務者　佐藤　輝美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５４号
大阪府吹田市日の出町９番50号（102）
債務者　古川　壽一
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２４号
大阪府東大阪市吉松１丁目８番11号　シャンスー中村　303号
債務者　齊藤　美穂（旧姓古山）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４３号
大阪市阿倍野区丸山通２丁目３番10号
債務者　山下　博子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７３号
大阪府泉佐野市市場東２丁目419番地の12、前住所大阪府泉佐野市葵町１丁目５番59号
債務者　小山　政昭
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅７―402
債務者　川上　敏昭
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係